

1 保健所の機能の充実・強化

【現状と課題】

平成29年4月現在、県内には県設置6カ所及び中核市（青森市、八戸市）設置2カ所、計8カ所の保健所が設置されています。

保健所は、結核、エイズ等の感染症対策、難病患者等に対する地域ケア対策、健康増進、生活衛生や、地域住民の保健水準の向上、精神保健などの地域保健活動を行っており、公衆衛生の専門機関としての役割を担っています。

特に、近年は、大規模災害時における地域の保健活動や、新型インフルエンザなどの新たな感染症、食の安全対策などに適切に対応するための健康危機管理体制の強化、自殺予防などの精神保健福祉対策、生活習慣病の予防や治療を中心とした地域医療連携対策の構築などについて、機能の強化が求められています。

地方分権の推進などに伴って、市町村の保健活動分野の役割が増加していることから、県設置の保健所は、市町村や関係機関と相互に機能し、地域の特性を考慮しながら、医療、介護、福祉等の関連施策と有機的に連携した上で、科学的な根拠に基づき効果的・効率的に地域保健対策を推進する必要があります。

また、地域に根ざした信頼や社会規範、ネットワークといった社会関係資本等（以下「ソーシャルキャピタル」という。）を活用した住民との協働により、地域保健基盤を構築し、地域住民の健康の保持、増進並びに地域住民が安心して暮らせる地域社会の実現を目指した地域保健対策を総合的に推進するため、保健所は地域の中で、中心的な役割を担っていくことが求められています。

【目標】

地域住民の健康の保持及び増進を図るため、地域保健の広域的、専門的かつ技術的拠点として、保健所の機能を強化します。

【施策の方向と主な施策】

（1）市町村や関係機関との連携体制の強化

健康なまちづくりを推進するため、市町村による保健・介護・福祉サービスの一体的な提供、ソーシャルキャピタルの広域的な醸成及びその活用、並びに学校、企業等の関係機関との幅広い連携を図ります。

そのため、地域の健康課題を把握し、医療機関間の連携に係る調整や保健・医療・介護・福祉に関するサービスが包括的に提供されるよう、市町村や関係機関との重層的な連携体制の強化に努めます。

（2）保健・医療・介護・福祉に関する地域の情報拠点としての機能の強化

地域における健康課題の解決に向け、関係者が情報を共有・活用し、また、住民に対して的確に提供できるネットワーク体制を、保健所が中心となって構築します。

（3）地域保健に関する専門的かつ技術的拠点としての機能の強化

生活衛生などの保健所独自の専門的機能を強化するとともに、県設置の保健所は、市町村が行う地域保健活動について、保健医療の総合的・広域的な視点で技術的助言等を的確に行う等、積極的な協力を努めます。

また、市町村職員等に対する研修等を積極的に推進します。

(4) 健康危機管理体制の拠点としての機能の強化

平常時から法令等に基づく監視業務等を通じて健康危機の発生の防止に努めるとともに、地域の医師会及び消防機関等の救急医療に係る関係機関、警察等の関係機関、並びにボランティアを含む関係団体等と連携し、健康危機管理体制を整備します。

なお、大規模災害時には、被災市町村を所管する県設置の保健所に保健医療活動の現地での調整を行う保健医療現地調整本部を設置し、被災地における保健医療ニーズ等に対応します。

(5) 企画及び調整の機能の強化

地域住民が必要な保健・医療・介護・福祉サービスを適時適切に受けられるよう、地域の健康課題を的確に把握し、解決できる体制の強化に向けて企画及び調整を行います。

また、そのために、国等の研究事業の活用や大学等の教育機関との連携による調査・研究に積極的に取り組むほか、研修等により職員の資質向上に努めます。

保健所の所管区域の状況

(平成29年4月1日現在)

保健所名	所在地及び 連絡先	所 管 区 域	管 区 域		
			市町村数	人口(人)	面積(km ²)
東地方保健所	青森市 017-739-5421	平内町、今別町、蓬田村、 外ヶ浜町	3町1村	22,992	653.48
弘前保健所	弘前市 0172-33-8521	弘前市、黒石市、平川市、 西目屋村、藤崎町、大鰐町、 田舎館村、板柳町	3市3町 2村	291,789	1,598.23
三戸地方保健所	八戸市 (合同庁舎代表) 0178-27-5111	おいらせ町、 三戸町、五戸町、田子町、 南部町、階上町、新郷村	6町1村	92,190	1,041.30
五所川原保健所	五所川原市 0173-34-2108	五所川原市、つがる市、 鱒ヶ沢町、深浦町、鶴田町、 中泊町	2市4町	131,631	1,752.47
上十三保健所	十和田市 0176-23-4261	十和田市、三沢市、野辺地町 、七戸町、六戸町、横浜町、 東北町、六ヶ所村	2市5町 1村	176,307	2,053.88
むつ保健所	むつ市 0175-31-1338	むつ市、大間町、東通村、 風間浦村、佐井村	1市1町 3村	74,451	1,416.08
青森市保健所	青森市 017-765-5280	青森市		287,648	824.61
八戸市保健所	八戸市 0178-43-2276	八戸市		231,257	305.54

※ 人口は「平成27年国勢調査報告」、面積は「平成28年全国都道府県市区町村別面積調」による。

2 精神保健福祉センターの機能の充実・強化

【現状と課題】

精神保健福祉センターは、県民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進から精神障害者の社会復帰の促進と社会経済活動への参加のための援助など、精神保健福祉に関する総合的、技術的中核機関として位置付けられています。

近年の社会の複雑化に伴い、精神障害や心の健康等に関する問題が増加しています。このため、センターは、心の健康づくり等精神保健福祉に関する知識の普及や保健所及び市町村等関係機関に積極的に技術指導と技術援助を行うほか、その他医療、福祉、労働、教育、産業等の部門と緊密な連携を図り、その機能を一層充実・強化することが求められています。

【目標】

本県における精神保健の向上と精神障害者の福祉の増進に努めます。

【施策の方向と主な施策】

精神保健福祉の向上及び精神障害者の福祉の増進を図ります。

- ア 精神保健福祉に関する知識の普及啓発
 - (ア) 青森県こころの健康づくり協議会の開催
 - (イ) 普及啓発パンフレット等の作成配付
 - (ウ) 精神保健福祉に関するホームページの作成
- イ 関係機関に対する技術指導及び技術支援体制の充実
 - (ア) 市町村、福祉施設への技術指導及び援助
- ウ 精神保健福祉相談及び精神科クリニック体制の充実
 - (ア) こころの電話相談の実施
 - (イ) 精神科クリニックの実施
 - (ウ) 精神保健福祉相談の実施
 - (エ) 特定相談（思春期精神保健）事業の実施
- エ 精神保健福祉関係職員に対する教育研修の実施
 - (ア) 精神保健福祉業務従事者に対する専門研修の開催
 - (イ) 精神保健福祉に関する調査研究の実施
- オ 精神科デイ・ケアの充実
- カ 自殺予防対策
 - (ア) 青森県自殺対策推進センターの運営
 - (イ) 自殺予防事業に関する技術支援
- キ 精神医療審査会、通院医療等判定会の開催
- ク ひきこもり対策
 - (ア) 青森県ひきこもり地域支援センターの運営

3 市町村における機能の充実・強化

【現状と課題】

市町村保健センターは、地域保健法において、保健サービスを実施する総合的機能を有する中核施設として位置付けられており、平成 29 年 4 月現在、32 ヶ所の市町村保健センターが整備されています。

一方、高齢者の心身の健康保持、保健・医療・介護・福祉の向上、生活の安定のための必要な援助、支援を包括的に行う中核機関として、介護保険法に地域包括支援センターが位置づけられ、全市町村に設置されています。

本県が推進してきた「保健・医療・福祉包括ケアシステム」の深化とも言える「青森県型地域共生社会」の実現に向け、市町村の役割は重要であり、特に保健・医療・介護・福祉分野では、基礎自治体として、住民に身近なサービスを提供している市町村が拠点としての機能を充実・強化していくことが求められています。

【目 標】

市町村における保健・医療・介護・福祉の拠点機能の充実・強化を図ります。

【施策の方向と主な施策】

青森県型地域共生社会の実現に向け、市町村における保健・医療・介護・福祉の拠点機能の充実・強化を図り、医療と介護の連携を進めます。